



私は65歳です。

厚生年金適用事業所で働きながら老齢厚生年金を受給しています。

つまり厚生年金保険料を払いながら老齢厚生年金を受給しています。

この場合に現在払っている厚生年金保険料はいつから老齢厚生年金に反映されるのですか？



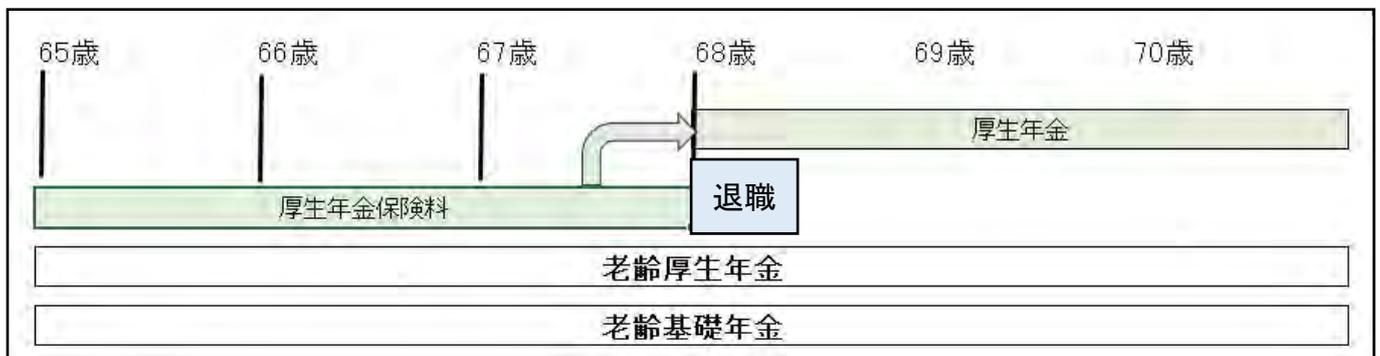
3パターンあります。その1

①65歳から厚生年金の加入終了年齢70歳まで払った厚生年金保険料が70歳以降に反映されます。



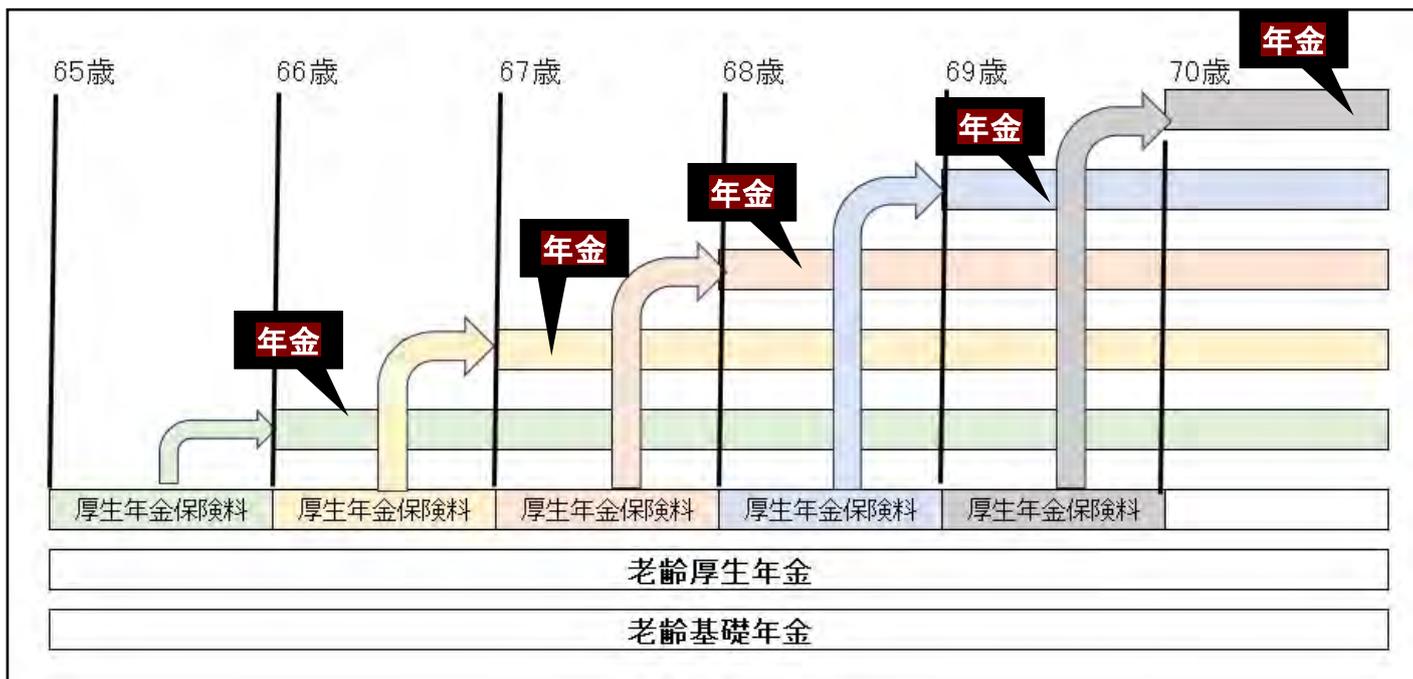
3パターンあります。その2

②65歳から退職した年齢までの厚生年金保険料が退職以降に反映されます。



3パターンあります。その3

③令和4年4月から年金制度が改正された「在職定時改定」では年金額が毎年1回定時に改定されます。

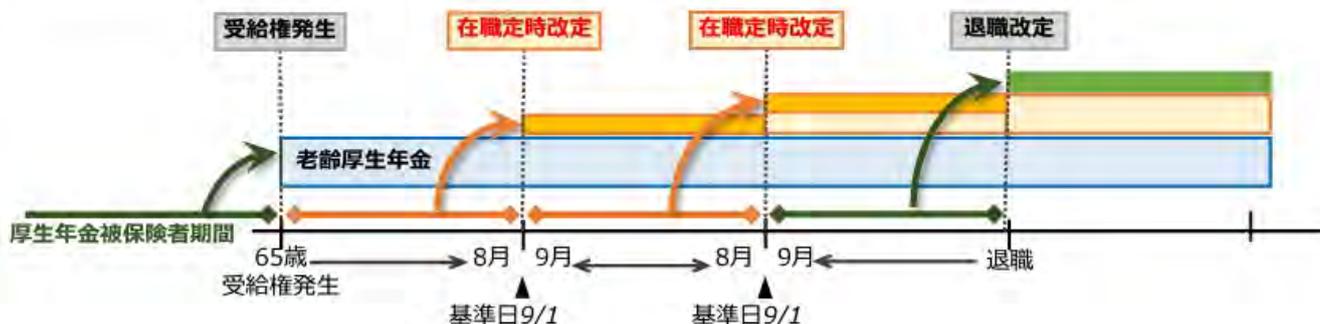


「在職定時改定」では65歳に払った厚生年金保険料が66歳の年金に反映されます。以下毎年継続して1年ごとに年金が増えていきます。

「在職定時改定」を改めてまとめると

- ・ 65歳以上70歳未満の方で、
- ・ 厚生年金保険の適用事業所で働きながら老齢厚生年金を受給しています。
- ・ 厚生年金保険料を納めています。
- ・ この場合に、年金額が毎年1回定時に改定されます。
- ・ 改定時期は下記の図のように10月からです。

在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されます。





私は65歳です。

60歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所から給与を受け取っていると、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、老齢厚生年金の一部または全額が支給停止になる「在職老齢年金」の対象に私はなります。

「在職定時改定」で増えた年金は「在職老齢年金」で減ってしまいますか？



「在職老齢年金」制度の確認をしましょう。

賞与を含む給与の月額と老齢厚生年金の月額の合計額が48万円を超える場合
年金月額の計算方法は？

=老齢厚生年金の月額 - (賞与を含む給与の月額 + 老齢厚生年金の月額 - 48万円)
÷2が年金月額になります。

事例：賞与を含む給与の月額=40万円。老齢厚生年金の月額=10万円、
10万円 - (40万円 + 10万円 - 48万円) ÷ 2 = 年金は1万円支給停止となって
9万円支給されます。

20,000円多い	
賞与を含む給与	月額: 400,000円
老齢厚生年金	月額: 100,000円
合計	月額: 500,000円

月額90,000円になります

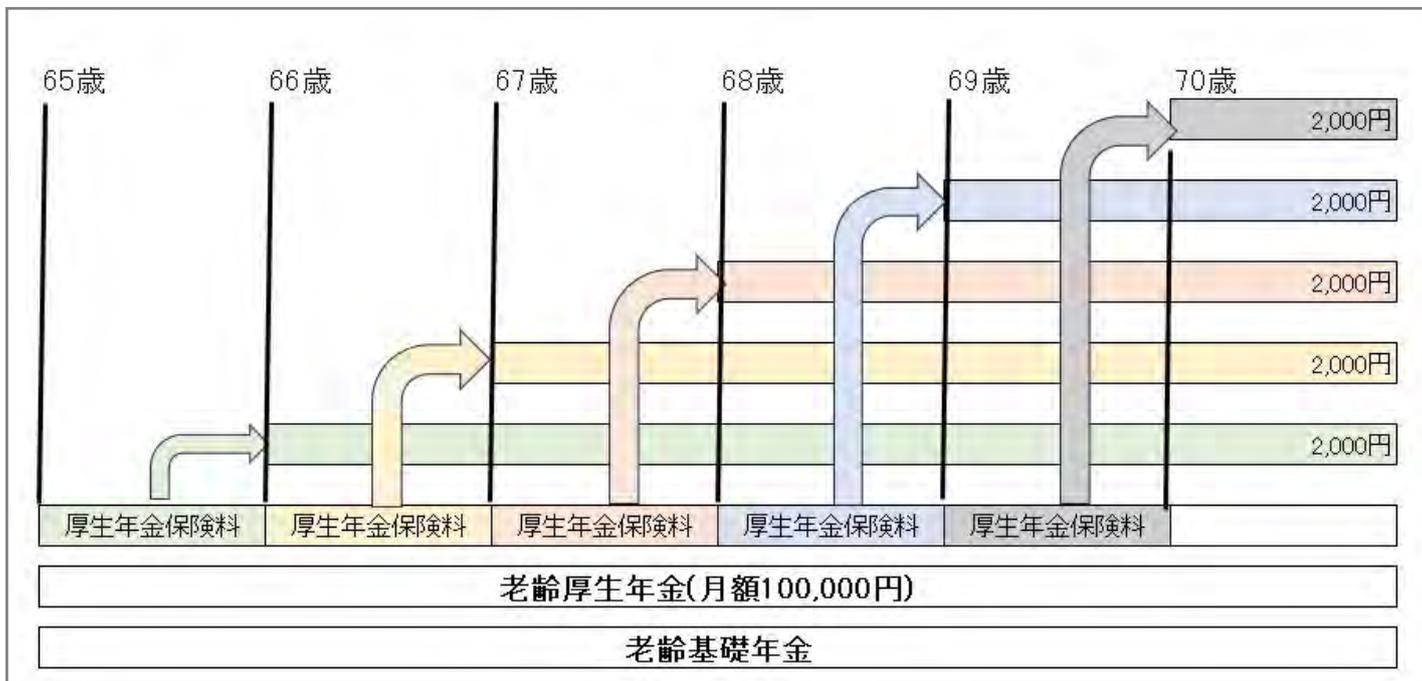
480,000円

月額490,000円になります

賞与を含む給与の月額と老齢厚生年金の月額の合計額が48万円以下のとき年金は
全額支給されます。



「在職定時改定」で66歳に月額年金は2,000円ふえました。「在職老齢年金」で減ってしまいますか?



$$\text{年金額} = 102,000\text{円} - (502,000\text{円} - 480,000\text{円}) \div 2 = 91,000\text{円}$$

22,000円多い		
賞与を含む給与	月額: 400,000円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">月額91,000円になります</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; font-size: 1.5em;">480,000円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">月額491,000円になります</div>
老齢厚生年金	月額: 102,000円	
合計	月額: 502,000円	